

生駒市規則第16号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則及び土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月22日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則及び土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則
(生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成28年9月生駒市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第10号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第2第11項中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第6条から第10条まで」を「第8条から第12条まで」に改める。

(土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部改正)

第2条 土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務施行細則（昭和49年4月生駒市規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。